

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ1032）	5200749
工（納）期	令和 8年 1月31日	
契約締結日	令和 6年12月23日	
契約金額	455,400円（消費税込み）	

契約相手方	日本カーソリューションズ（株） 東京営業部 (法人番号：8010401059346)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ1032）
指名業者 （案）	名称 日本カーソリューションズ（株） 東京営業部 所在地 東京都千代田区外神田4-14-1 代表者 部長 柴辻 裕行
特命理由	<p>本件は、令和7年1月31日にリース期間満了を迎える庁有車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。</p> <p>上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）